

議員派遣について

令和5年5月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第160条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 友好親善の促進に寄与する交流訪問

- (1) 派遣の目的 正副議長交代に伴う関係市議会への新任挨拶
- (2) 派遣の場所 岐阜県中津川市、岐阜県恵那市、長野県伊那市及び駒ヶ根市
- (3) 派遣の期間 令和5年5月11日（木）から5月12日（金）まで
- (4) 派遣する議員 副議長 竹村 圭史